

平成 28 年 9 月 9 日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
会 長 徳 倉 正 晴

建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間の実施について

標記につきまして、このたび、公益財団法人建設業福祉共済団から全国建設業協会を通じて、別紙のとおり平成 28 年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間を「建設共済保険加入促進月間」として加入促進活動を実施する旨、協力依頼がありましたので、是非この機会に、「建設共済保険」（法定外労災補償）へのご加入をご検討くださいますようお願い申し上げます。

以 上

全 建 労 発 第 4 6 号
平 成 2 8 年 9 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間の実施について

平素より本会の事業活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、公益財団法人建設業福祉共済団より、別添のとおり平成28年10月1日から11月30日までの期間を「建設共済保険加入促進月間」として、加入促進活動を行う旨、本会に対し協力依頼がありました。

つきましては、同福祉共済団が実施する建設共済保険（法定外労災補償）の趣旨及び事業内容についてご理解のうえ、加入促進月間の取組みにつきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

担当：労働部 長尾 又木

以 上

建福共第 28-70 号

平成 28 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤 晴貞 殿

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 茂木 繁



『建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間』実施に当たってのお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として建設共済保険の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施することといたしました。

建設共済保険は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償保険金」で構成される法定外労災補償制度としての機能はもとより、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度であります。

また、今年4月からは、建設業における安全水準の向上を図り、労働災害を防止することを目的として、安全衛生用品の頒布、女性専用トイレ導入費用に対する助成等を行う「労働安全衛生推進事業」を新たにスタートさせました。

今年度も各都道府県建設業協会の協力を得て、引き続き貴協会会員の皆様の加入率の引き上げ等を目指し、加入促進を図る所存でございます。

つきましては、この加入促進月間の実施に当たり、建設共済保険の趣旨の徹底並びに加入促進につきまして、各都道府県建設業協会の皆様の格別のご協力を得られますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

建設共済保険で『安心できる職場作り』のお手伝い

— 10月1日～11月30日 「建設共済保険」加入促進月間を実施中!! —

- (公財)建設業福祉共済団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として「建設労災補償共済保険」制度(以下、「建設共済保険」という。)を、昭和45年11月から運営しています。
- 毎年、10月1日から11月30日の2か月間を「建設共済保険加入促進月間」と定め、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・業界会報誌への広告掲載により制度加入を呼びかけ、建設業における「安心できる職場作り」のためのお手伝いを進めて参ります。

「建設共済保険 年間完成工事高契約」の《ポイント》

- ▶主契約である「年間完成工事高契約」は、保険契約者が施工する全工事現場(元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く)で働く労働者が、業務上または通勤途上の災害により死亡あるいは障害等級第1級から第7級、傷病等級第1級から第3級に該当した場合に、国の労災保険に上乘せして保険金を支払う制度です。
- ▶保険金には、被災労働者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止措置等を講じるための企業の諸費用を補償する「諸費用補償」があります。
- ▶元請・下請を問わず無記名で補償。元請・下請それぞれの保険契約者に重複支払いを行います。
- ▶加入は、国土交通大臣又は都道府県知事から「建設業」の許可を受けて建設業を営む事業主であれば、どなたでも加入できます。
- ▶「建設共済保険」の年間完成工事高契約に加入頂くと、「経営事項審査」で15点が加算されることもあり、平成28年3月末の契約件数は「24,000社を超える事業所」にご加入頂いています。
- ▶建設業界による自主的な共済保険で、掛金(保険料)が安くなっています。掛金(保険料)は、年間完成工事高、保険金区分、工事の種類などによって算出します。

掛金試算やご質問、資料請求は (URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>) まで

- ▶また、当共済団では、被災労働者のお子さんに対する「育英奨学金(返済不要)」事業に加え、平成28年4月から労働災害の防止を目的として安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女子労働者のために女性専用トイレを導入するための費用に対する助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も開始いたしました。

